

全 住 協 第 3 1 7 号
平成 2 8 年 1 月 2 2 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
会 長 神 山 和 郎

基礎ぐい工事問題に関する対策委員会中間とりまとめについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通大臣から基礎ぐい工事問題に関する対策委員会において取りまとめた中間とりまとめについて、周知の要請がありました。

会員各位におかれましては、中間とりまとめの趣旨及び内容についてご理解いただくとともに、社内においても周知徹底くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

○関連する内容は、別添資料及び国土交通省のホームページからご確認ください。

(基礎ぐい工事問題に関する対策委員会)

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000092.html

(中間とりまとめ)

<http://www.mlit.go.jp/common/001114896.pdf>

(別 添)

平成 28 年 1 月 22 日

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会

基礎ぐい工事問題に関する対策委員会中間とりまとめの周知等について

このたび、国土交通大臣から標記の周知依頼がありましたので、ご案内いたします。
当協会については、発注者（デベロッパー）の対応として、下記の一の部分を周知するよう求められておりますので、会員各位におかれましては特にご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

一 特にご留意いただきたい部分について

基礎ぐい工事問題に関する対策委員会中間取りまとめ報告書（32ページより抜粋）

IV 再発防止策 一本委員会による提言一

2. 建設業の構造的な課題に対する対策

(3)民間工事における関係者間の役割・責任の明確化と連携強化

- 民間工事の適正な施工を図る上で、請負契約等の実態を踏まえた適正化の必要性が指摘されるとともに、施工の責任について中立的な立場で審査・検証等を行う機能が整備されていないこと、業界としての失敗の共有や施工に関する情報の社会に対する発信が乏しいこと等が課題として確認されたことを踏まえ、以下について具体的な検討を行うこと

- ・ 民間工事における発注者・設計者・元請・下請等の請負契約等の適正化（請負契約等の締結・履行過程における関係者間の役割・責任、契約約款等を踏まえた工期変更や追加工事等に関する設計変更等の協議ルールの明確化等）

二 具体的な検討について

上記一の文中に「以下について具体的な検討を行うこと」として「民間工事における発注者・設計者・元請・下請等の請負契約等の適正化」と記載してありますが、これらの点については国土交通省に設置されている建設業中央審議会の小委員会等において検討されると聞いております。

今後は、その状況を見ながら必要に応じて適宜情報の提供や説明会の開催等をしてまいります。

三 物件取引上の留意点について

基礎ぐい等のデータ流用が判明した物件取引上の留意点について、国土交通省不動産業課から都道府県宛に以下のとおり通知されたとの情報提供がありましたのでお知らせします。

1. 安全性の確認を終えた物件の取扱いについて

特定行政庁により調査結果の妥当性が判断された物件については、施工データの流用に伴う建物の安全性の疑義が解消したことから、取引する際に特段の説明は要さず、一般の物件の取引として支障ないと解されること。

2. 求めに応じ説明する場合の方法について

購入検討者から、当該分譲マンションについてデータ転用があったか否か問い合わせがあった場合、データ流用が確認され安全性の確認を終えた物件については、その旨伝えることとなるが、施工データの流用に伴う建物の安全性の疑義が解消したことに鑑み、当該事実について、あえて重要事項説明書に記載して説明する必要は無く、施工者等から所有者に示された説明資料等により説明することが適切と考えられること。

四 本件に関するお問合せについて

本件について、不明な点や詳しい説明等が必要な場合は、事務局までご相談ください。

以 上

(問合せ先) 事務局 担当：米山、嘉屋本（かやもと）

電話 03-3511-0611、E-mail a_yoneyama@post.sannet.ne.jp